

「準中型免許制度」の施行

道路交通法の一部を改正する法律が平成29年3月12日に施行され、運転免許の種類として準中型免許が新設されます。概要は次の表のとおりです。

平成29年3月12日
スタート

改正道路交通法が施行されます

18歳から取得可能な免許

準中型免許の新設

1. 準中型免許の新設

準中型免許では、車両総重量7.5トン未満(最大積載量4.5トン未満)の自動車を運転できます(普通自動車も運転できます)。普通免許で運転できる自動車は車両総重量3.5トン未満(最大積載量2トン未満)となります。

2. 準中型免許の受験資格・教習日数

準中型免許は、18歳から普通免許なしでも取得できます。教習では、最短17日で取得可能です。
※普通免許は最短15日

3. 準中型免許に係る初心運転者期間制度

初めて準中型免許を取得した方は、準中型自動車を運転するときには1年間初心者マークを付けなければなりません。

4. すでに普通免許を保有している方は

引き続き車両総重量5トン未満の自動車を運転することができます。さらに限定解除審査(※)に合格すれば車両総重量5トン以上7.5トン未満の自動車の運転も可能となります。
※審査は、指定自動車教習所で最低4時限の教習等を受けた上での審査又は免許試験場での技能審査等のいずれかになります。

18歳から
普通免許なしでもOK!



■免許の区分、受験資格等の改正概要について

改正前	車両総重量	5トン		11トン
	最大積載量	3トン		6.5トン
	普通自動車	中型自動車		大型自動車
	普通免許	中型免許		大型免許
	18歳以上	20歳以上 普通免許等保有2年		21歳以上 普通免許等保有3年
改正後	車両総重量	3.5トン	7.5トン	11トン
	最大積載量	2トン	4.5トン	6.5トン
	普通自動車	準中型自動車	中型自動車	大型自動車
	普通免許	準中型免許	中型免許	大型免許
	18歳以上	18歳以上	20歳以上 普通免許等保有2年	21歳以上 普通免許等保有3年

警察庁・都道府県警察

お問い合わせ先 鏡野町くらし安全課 生活安全係 電話(0868)54-2621

避難準備情報等の名称変更について(お知らせ)

平成28年台風第10号による水害で東北・北海道の各地で甚大な被害が発生したことから、国は「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」等に名称変更することになりました。

今後町から発表する避難に関する情報も変更となりますのでご注意ください。

(変更前)

避難指示
避難勧告
避難準備情報

(変更後)

避難指示(緊急)
避難勧告
避難準備情報・高齢者等避難開始

発令される避難情報等

避難情報の種類	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示(緊急)
とるべき避難行動	○いつでも避難ができるよう準備をしましょう。身の危険を感じる人は、避難を開始しましょう。 ○避難に時間を要する人(高齢の方、障害のある方、乳幼児をお連れの方等)は避難を開始しましょう。	○避難場所へ避難をしましょう。 ○地下空間にいる人は、速やかに安全な場所に避難をしましょう。	○まだ避難していない場合は、直ちにその場から避難をしましょう。 ○外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、自宅内のより安全な場所に避難をしましょう。

※ 必ずしも、この順番で発令されるとは限らないので、ご注意ください。
また、これらの情報が発令されていなくても、身の危険を感じる場合は避難を開始してください。